

町水道使用者の水道基本料金を

6か月間免除します



町は、町民の皆さまと町内事業者への支援策として、水道使用料金の基本料金を6か月間免除いたします。

なお、免除申請手続きは不要です。

物価上昇・燃料費等高騰支援

新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を活用

免除対象

町と給水契約を結んでいる水道使用者
(ただし、官公庁・学校用、特別給水(臨時用)
の水道使用者は対象外)

免除内容

水道基本料金の6か月間の免除(令和4
年9月検針分から令和5年2月検針分)
★基本料金を超過した使用水量分は対象外

基本料金水量・基本料金・免除額

基本料金水量	基本料金 (税込)	免除額
10m ³ まで	2,310円	2,310円

★超過した場合は、1m³あたり231円(税込)
が請求されます。

問い合わせ

まちづくり課 水道係(役場⑥窓口)
☎ 86-6077

免除後の水道料金の確認方法

検針時の検針票に記載される金額
が、免除後の水道料金請求額です。使
用水量が基本料金内(10m³以下)の
場合、支払額は0円です。

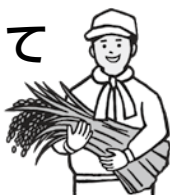
★以下の方法でも確認いただけます。

- 水道料金を納付書でお支払いの場合
期間中に送付する納付書の金額が基本
料金免除後の水道料金です。
- 水道料金を口座振替でお支払いの場合
期間中の口座振替済額が、基本料金免
除後の水道料金です。利用されている金
融機関の通帳などをご確認ください。

共同用(連合専用)を適用するア
パート、マンション等の共同用水道
使用者・管理者へお願い

住民の皆さまに対し、水道基本料
金相当額の免除をしていただくよう
お願いします。

主食用米水稻を作付けして いる生産者に3,000円 /反を支給



対象 ①町に住所を有する個人生産者または町に事業所
を置く法人

- ②令和4年度水稻営農計画書(10アール(1反)以上
の主食用米作付けの記載)を町に提出していること
- ③令和5年度以降も水稻作付けの意思があること
- ④町税等を滞納していないこと

申請期間 9月5日(月)~11月30日(水)

支給額 主食用米作付け面積10アールあたり3,000円
※自家消費米として水稻営農計画書から1律10アール
を除いた面積が対象

申請方法 申請書、振込先口座通帳の写しを、農政係に
持参または郵送(締切日当日の消印まで有効)

問い合わせ

まちづくり課 農政係(役場⑧窓口) ☎ 86-6076

農業経営者1人につき 30,000円を支給



対象 町に住所を有する農業経営者で、今後も経
営継続の意思があること

申請期間 9月5日(月)~11月30日(水)

支給額 農業経営者1人につき30,000円

申請方法 申請書、令和3年中の農業収入が確認
できる書類(確定申告書等)の写しを、農政係
に持参または郵送

★申請書は、農政係、JAかとり東庄支店・東庄
経済センターで配付します。また、町ホームペー
ジよりダウンロードできます

問い合わせ

まちづくり課 農政係(役場⑧窓口)
☎ 86-6076



後期高齢者（75歳以上）の皆さま

後期高齢者の保険証が新しくなります

今年度は、10月1日から再度保険証が変わります。
郵便物を受け取ったら、必ず封筒の中を確認しましょう。
保険証の色は「藍色」になります。



新しい保険証を9月中旬に郵送

後期高齢者医療被保険者証は、「簡易書留郵便」で送付し、受け取りには受領印等が必要です。受け取れなかった場合は、「ご不在連絡票」に記載された電話番号に問い合わせ、受領してください。

10月1日から医療機関等を受診される場合は、氏名・生年月日を確認の上、新しい保険証を提示してください。

医療費の自己負担割合が変わります

10月1日から医療費の自己負担額が見直しされ、一定以上の所得がある方は1割負担から2割負担になります。現役並み所得者の方は、10月1日以降も引き続き3割負担です。

問い合わせ

千葉県後期高齢者医療広域連合コールセンター

☎ 0570-080-280

町民課 国保年金係 ☎ 86-6071

新型コロナウイルス ワクチン情報



▲町ホームページ

問い合わせ

健康福祉課 保健衛生係

☎ 79-0911

※QRコードは9月28日(水)まで有効

3回目接種がまだお済みでない方・ 5～11歳のお子さんの接種

3回目接種をご検討ください

厚労省によると、3回目接種によりオミクロン株感染に対する感染予防効果、発症予防効果や入院予防効果が回復するとされています。まだ3回目接種がお済みでない方は、接種をご検討ください。

対象 2回目の接種を終了した12歳以上の方

5～11歳の小児への1・2回目接種

感染者数の増加により、少数ながら重症例が出ていることや、接種の副反応などのデータが集積されてきたことから、国は、9月上旬ごろに接種を努力義務とする方針です。感染症予防効果などの詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

10月下旬以降にオミクロン株 対応ワクチン接種が可能に

10月下旬以降にオミクロン株対応ワクチンの接種が可能になります。詳細は、決まり次第広報やホームページなどでお知らせします。

60歳以上や重症化リスクのある人は、重症化や死亡リスクを下げるため4回目接種をすることが望ましいとされています。

4回目接種の対象の方は、新しいワクチンを待たずに接種しましょう。

ワクチン接種証明書のコンビニ発行

新型コロナワクチン接種証明書は、お近くのコンビニ（セブンイレブン、セイコーマート）の端末で取得可能です。

必要なもの

・マイナンバーカード・発行手数料（120円）

★海外用は、7月21日以降に接種証明書アプリか自治体窓口で海外用の接種証明書を取得し、旅券番号が同一であることが必須です。

★印刷不良の場合を除き、発行後の返金対応はできません。コンビニ端末で必要事項を入力後、発行前の確認画面で接種日等、必ず内容を確認して発行してください。